

令和 3 年度

第 7 3 回 中小企業団体全国大会への要望事項

石 川 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会

＝ 総 合 ＝

1. 新型コロナウイルス感染症支援策の強化<新規>

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者に対して、事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、支援策をより一層充実・強化すること。

- (1) 雇用調整助成金における新型コロナウイルス感染症特例措置を継続すること。
- (2) 中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置を継続すること。
- (3) 観光需要喚起のための地方の中小事業者の実態に即した支援策を速やかに適切に講ずること。
- (4) 事業の継続・発展を図る中小企業に対する支援策を拡充すること。

(提案理由)

新型コロナウイルスの感染症収束の道筋は未だついておらず、経済の先行きは不透明で、中小企業に与える影響は甚大なものである。雇用の維持、事業継続に向けた対策に一層強力な支援策を講じること。

- (1) 雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により助成率、上限額の引き上げが行なわれているが、事業の継続と雇用の維持のため、中小企業の経営状況が回復するまでは、特例措置を継続すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者等の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする軽減措置が講じられたが、今後も事業収入の減少が続くことが予想されることから令和4年度以降も継続すること。
- (3) 令和2年7月に実施された観光需要喚起キャンペーン（観光支援事業）であるGoToトラベルにより、一時は持ち直したものの、その効果は一部の旅館・ホテルに限られるなど、中小の旅館では恩恵を受けていないところもある。そのため、感染症対策を講じつつ、エリアや業種、事業所の規模に応じた支援策を速やかに実行すること。
- (4) コロナ禍において事業を継続し、売上・収益を改善していくための資金繰りや経営面、財務面への支援、並びに新事業分野進出に取り組む企業に対する支援制度を拡充すること。

2. 中小企業対策・予算

中小企業連携組織対策を国・地方で重要な柱に位置付け、中小企業が経営革新・新連携・農商工連携・ものづくり技術の高度化等に果敢に取り組めるよう、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制の整備に万全を期するとともに、十分な予算措置を講ずること。

(提案理由)

中小企業の技術開発、市場開拓、新事業展開等のイノベーションを推進していくためには、異業種連携や異なった業態との連携が効果的であり、こうした取り組みを行う企業に対して支援を講じる必要がある。そのため、連携組織の支援機関として中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会の指導体制を充実させ、事業費及び人件費について十分な予算措置を講ずることが必要である。

3. 官公需対策

官公需の発注等については、閣議決定された「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に従って、国、地方公共団体の各機関において、一層徹底されるよう努めるとともに、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

(提案理由)

国、独立行政法人等及び地方公共団体などが行う官公需の発注により中小企業者への受注機会の増大を図ることは、中小企業者に対する需要増大策として有力な手段である。官公需適格組合は、受注体制が確立されていることを中小企業庁が証明した組合であり、官公需の発注にあたっては官公需適格組合を積極的に活用し、受注機会の増大を図ること。

4. 原材料価格上昇等に対する取り組みの強化

原材料等価格の高止まりは恒常化し、中小企業の経営を圧迫し続けている。加えて、急激な原油価格の変動により石油関連の原材料価格や在庫量も大きな影響を受ける。安定した価格で原材料等を供給する体制を構築するなど総合的な支援対策を講ずること。

(提案理由)

中小企業は、原材料等の上昇コストを製品価格に転嫁することが難しい。原材料等の急激な価格の変動は中小企業にとって影響が大きく、安定した価格で供給する対策などが必要である。

5. 建設業関係業種への支援

(1) 建設業は、地方にとって経済、雇用、地域の活力を左右する重要な産業であり、社会資本の整備や維持管理を行うとともに、地震・台風・豪雨などの災害対応を通じて、住民の安心・安全に寄与する産業である。その担い手である地方中小企業の適正な利益が確保され、健全に経営が継続できるよう、地方中小企業向け公共事業予算のさらなる拡大を図ること。

(提案理由)

人口減少に対応した公共施設など社会資本の再整備や道路・橋梁・ライフラインの老朽化対策、また、多発する地震や風水害に対する減災・防災のための耐震化対策や施設整備は、暮らしやすさ、安全・安心にとって重要であり、その担い手である地元中小建設事業者の存続、健全な経営環境を求める。

(2) 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて、適正な利益を確保するため最低制限価格の引き上げと設定範囲の上限撤廃を行うこと。

(提案理由)

厳しい価格競争が続く建設業界において、公共工事の品質確保や「地域の担い手」である中小企業の適正な利益の確保を図るため、最低制限価格の引き上げと設定範囲の上限撤廃を求める。

（３）経営環境が厳しい中小建設事業者並びに建設関連事業者が行う経営革新及び経営基盤強化に対し支援策を講ずること。

（提案理由）

大都市と地方との事業量の地域間格差や、大企業と中小建設事業者との企業格差が一層拡大しており、中小建設事業者並びに建設関連事業者は経営革新を求められている。そのような状況において、高難度の工事技術の取得や業態転換による新分野進出が不可欠であり、これら新事業への取組みに意欲的な企業を支援する施策が必要である。

６．地域の防災・減災対策の強化 <新規>

（１）中小企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に備えた事業継続計画（ＢＣＰ）の策定並びに県域を越えた連携に対する支援を図ること。

（提案理由）

自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症や取引先の倒産や事業停止などにより事業継続が困難な状況に陥るリスクは一層高まっている。中小企業が緊急事態に遭遇した場合でも事業の再開と継続が迅速にできるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用に対する支援措置を推進すること。また、大規模災害が発生した場合、事業継続が個社では難しい局面が想定されることから、県域を越えた組合同士でＢＣＰを策定できるような支援策を講ずること。

７．事業承継施策・支援<新規>

次世代への円滑な事業承継を行うための支援策を拡充・強化すること。

- （１）相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例制度において、適用要件である特例承継計画の提出期限及び適用期間の延長を図ること。**
- （２）事業承継補助金制度の拡充・強化を図ること。**

（提案理由）

（１）事業承継税制は、平成30年度税制改正において、10年間（平成30年1月1日から令和9年12月31日まで）、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等の特例措置が創設された。特例措置の適用を受けるためには、令和5年3月31日までに、特例承継計画を都道府県知事に提出することが必要であるが、多くの中小企業では事業承継への対応が進んでおらず、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり対応は鈍化している。後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、特例承継計画の提出期限及び適用期間の延長を図ること。

（２）事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取り組みを支援する「事業承継・引継ぎ補助金」はあるものの、実情として事業承継には時間を要することが想定され、公募期間や事業期間を長くするなど中小企業事業者にとってより効果的な運用となるよう制度を拡充・強化すること。

1. 消費税

適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）を見直すこと。〈新規〉

（提案理由）

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）が導入される。インボイス方式は、消費税における仕入税額控除の要件を現在の「請求書等の保存」から「税務署に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）等の保存」とする見直しであるが、この方式のもとでは免税事業者は適格請求書を発行することができず、課税事業者は免税事業者からの請求書では仕入税額控除をすることができなくなり、免税事業者との取引分について、消費税納税額が増加する。また、収益に結びつかない経費負担（機材費・人件費等）が増えることや免税事業者が取引から排除されるおそれがあるなど、「免税事業者」と「免税事業者と取引する課税事業者」のいずれにも影響を及ぼす。インボイス方式について、免税事業者が取引からの排除や値引き、課税事業者への転換を強要されないような仕組みに見直すこと。

2. 法人課税・中小企業軽減税率

（1）企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。

（提案理由）

企業組合及び協業組合は中小零細企業等が集まった組合組織であるため、事業協同組合と同じように軽減税率の適用を求める。

（2）事業協同組合等において、さらなる法人税の引き下げ及び賦課金収入に対する課税を

（提案理由）

事業協同組合等は、普通法人と比べて低い法人税率が適用されているが、法人税のさらなる引き下げを求める。

また、事業協同組合等の運営については、非営利であり、近年の組合運営状況においては、事業売上よりも賦課金収入が多くなっている場合も多い。この賦課金収入等により生じた収益に対して課税されることは、本来の組合運営の負担となり疑問が生じる。賦課金収入に対する課税の撤廃を求める。

3. 自動車関係税

（1）課税根拠を失ったガソリン税や軽油引取税の特例税率は廃止すること。

（提案理由）

ガソリン税等については、目的税から普通税になったことで課税根拠を失っており、ガソリン税と軽油引取税の特例税率は廃止すべきである。

（2）揮発油税などの石油諸税は、消費税との実質二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。

(提案理由)

揮発油税などの個別間接税と消費税の二重課税は早急に見直すこと。

4. 税制その他

(1) 退職給付引当金と賞与引当金の損金算入制度を復活させること。

(提案理由)

引当金繰入額が損金算入できれば、中小企業の内部留保が増え、従業員の福利厚生の実態と法定耐用年数が乖離しており、償却年数を3年に短縮するべきである。

(2) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。

(提案理由)

ソフトウェアは、技術革新による機能の陳腐化や不適応化が急激に進展するため、5年では利用の実態と法定耐用年数が乖離しており、償却年数を3年に短縮するべきである。

(3) 中小企業の投資促進税制及び経営強化税制を恒久化すること。

(提案理由)

中小企業の攻めの投資を支援し、生産性向上や経営強化を図るため、中小企業投資促進税制及び経営強化税制を恒久化すること。(現行期間は令和5年3月31日まで)

(4) 資本金1億円以下の中小法人の交際費について、年800万円まで損金算入できる時限措置(2022年3月末まで)を恒久化すること。

(提案理由)

消費の拡大を通じた経済活性化を図るため、交際費課税制度について時限措置を恒久化すること。

(5) 公共・公益性のある共同施設及び旅館・ホテルの建物に係る固定資産税を大幅に減税すること。

- ・ 建物の評価額の算出に関する建築経過年数の基準を短縮すること。
- ・ 耐用年数の経過した償却資産への固定資産税課税については、取得価格の5%を課税標準額として、資産が廃棄又は滅失するまで継続して賦課されている。一方、法人税では平成19年度改正において残存価格を廃止し償却の促進による設備更新を図ったところであり、固定資産税においても法人税に準じた課税標準額の決定を行うこと。

(提案理由)

ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、ニーズに合致しなくなった建物は、経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。一方で、ホテル・旅館に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっていると難しいことから、その評価を適正化する必要がある。平成27年度より耐用年数が50年から45年に短縮されたが、現行の固定資産税の負担額は企業経営に重荷となっており、政府が掲げる観光立国を推進するためにもさらなる改善を行う必要がある。

固定資産税における償却資産の対象は、その減価償却額が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入するものとされていることから、法人税における減価償却制度

を根拠としているにもかかわらず不整合が生じている。国税・地方税におけるこのような差異をなくしてわかりやすい税制にすることが必要である。

（６）軽油引取税の課税免除措置を恒久化すること。

（提案理由）

燃料価格や労務単価の上昇などコストが上昇する中で、軽油燃料を利用する業界を取り巻く経営環境は厳しさを増している。軽油引取税の課税免除措置は業界にとって極めて重要な税制優遇措置であるため、恒久化すること。（現行課税免除期間は令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで）

（７）入湯税の使途において「観光振興」と「温泉資源の保護」を促進すること。

（提案理由）

入湯税の使途として「ごみ施設費等」、「消防関係費」に使用される場合が多い。鉱泉本来の目的である、「源泉の保護管理施設の整備」や地域の活性化につながる「観光の振興」への使用を促進すること。

1. 金融対策

信用保証協会のセーフティネット保証について、対象業種の拡充、貸付枠の拡大、すべての返済履歴を考慮した保証料率の引下げ等の優遇措置を講ずること。また、信用保証協会と金融機関が十分に連携することや、手続きの簡素・迅速化を進めることにより、安定的な資金繰り対策を行うこと。

（提案理由）

信用保証協会のセーフティネット保証は、中小企業者をサポートするための重要な施策である。対象業種の拡充、貸付枠の拡大、すべての返済履歴を考慮した保証料率の引下げ等の優遇措置を講ずること。また、地域中小企業の活力を引き出し、地方創生の本格的展開に向けた取り組みを推進していくためには、信用保証協会による資金繰り支援が不可欠である。信用保証協会と金融機関が十分に連携することや、手続きの簡素・迅速化を進めることにより、安定的な資金繰り対策を行うこと。

2. 経営セーフティ（中小企業倒産防止）共済制度

貸付けを受ける際に共済金貸付額の1割を手数料として徴収する制度を見直すこと。

（提案理由）

貸付を受ける際に、共済金貸付額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅する。加入者の負担を軽減する観点から見直すべきである。

3. 高度化融資制度

高度化融資制度の拡充強化を図ること。

（提案理由）

高度化融資制度は、中小企業基盤整備機構が都道府県と一体となって資金面から支援する制度であるが、現状、都道府県の貸付が困難な場合が多くなっている。このような現状を打破し、日本のものづくりを支える中小企業が円滑に設備投資を行えるよう、既存のA方式やB方式に加え、新たに中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行うことが出来る方式を構築するとともに、手続き面の簡素化、スピード感を持った貸付を行うことで中小企業の経営基盤の強化等について支援を行うべきである。

1. 労働雇用施策・支援

（１）大学等新規学卒者をはじめとした人材の確保や定着・育成のため、国、都道府県及び訓練実施機関等は、高等教育機関との連携を密にし、組合等連携組織などを通じた人材の確保・定着を支援するとともに、職業能力開発基本計画に基づく職業訓練や職業能力評価等を着実に実行して、中小企業の持続的な雇用と技術・技能承継のための取り組みを強力に支援すること。

（提案理由）

日本の国際競争力を支えているのは、地域中小企業の技術力と信頼性、きめ細かなサービスの高さにある。しかし、個々の中小企業では、採用活動や自社での従業員教育に資金や人手をかけられないことも多く、OFF-JTにおいても費用や講師、設備等の制約により有効な研修を実施したい状況にあり、中小企業の活力を担う次世代の人材確保と定着・育成は喫緊の課題となっている。そのため、中小企業庁や厚生労働省が実施する中小企業向け人材確保支援事業をはじめ、組合等連携組織などを通じて行う人材を育成する支援事業を強化する必要がある。

また、職業訓練制度は、雇用政策や経済政策と一体的に運用されるべき国の根幹をなす重要な政策である。国の戦略・方針の下、地域の特性やニーズを反映しつつ、全国で安定的・持続的な職業訓練の実施が必要である。

（２）少子高齢化が進む中で、小規模・零細事業者は若年就業者の確保が難しい状況が続いており、人手不足の解消に向けた支援策を強化すること。また、定年延長や継続雇用の延長など高齢者の雇用推進に取り組む小規模・零細事業者に対し、積極的な支援策を講ずること。

（提案理由）

少子化の進む中で新たな就業者確保が難しく、また、家族経営を中心とする小規模・零細事業者においては、高齢化に伴い事業継続が難しく廃業するものも近年更に増えてきている。そのため、人手不足解消に向けた支援策を強化すること。

また、令和３年４月より改正高年齢者雇用安定法が施行されることに伴い、６５歳までの雇用確保（義務）に加え７０歳までの就業確保措置の実施が「努力義務」となる。高齢者の雇用推進に取り組む事業者に対しては「６５歳超雇用推進助成金」はあるものの、より一層の支援策を求める。

（３）外国人技能実習制度における技能実習計画の認定申請について、申請書類のより一層の簡素化を図ること。

（提案理由）

平成２９年１１月に外国人技能実習法が施行されたことに伴い、外国人技能実習機構への計画申請が必要となったが、従来と比べ申請に係る書類が増加し、監理団体における事務負担が大きい。監理団体を通じての外国時技能実習生受入が円滑に行われるよう申請書類のより一層の簡素化を図ること。

(4) 働き方改革に関連する諸規制について、中小企業に対して十分な配慮を行うこと。

(提案理由)

働き方改革の実現に向けて、中小企業に対しても平成31年4月から年5日の有給休暇取得義務化や、令和2年4月からは労働時間の上限規制等が適用された。また、令和3年4月からは、中小企業においても「同一労働同一賃金」が適用される。中小企業のなかには繁忙期と閑散期の差が大きい事業者もあり、上限規制により雇用を増やした反面、人件費負担の増加や作業効率の悪化が生じている。中小企業は、働き方改革に関連する諸規制が大企業に比べて緩和されているものの、実情に合わない面があることを考慮し、柔軟な対応を求める。

2. 社会保障制度

中小企業においては、収益性が厳しくなる中で、労務関係費の増加は企業競争力の後退にも繋がりがねない。保険料の事業主負担分が安易に引き上げられることがないよう、制度と負担のあり方を見直すこと。

(提案理由)

社会保障制度は大きな問題であり、医療、介護及び年金の各分野の充実を図る一方で、負担増大を抑制するため、効率化・経費削減等を行う必要がある。政府では、その安定財源確保を図る見地から、消費税の引き上げによる税制抜本改革の実施に併せ社会保障制度改革を実施することとしているが、社会保障制度改革とそれに伴う税制改革については、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないように配慮することが必要である。労使折半である厚生年金、健康保険料の引き上げは、中小企業の福利厚生費の増大につながり、雇用の縮小や事業の維持・発展を阻害する要因となる。厚生年金、健康保険料の事業主負担の安易な引き上げを行うのではなく、まずは医療、介護及び年金にかかる支出費用を見直し、経費削減に努めることが必要である。

3. 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の引き上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業賃金の底上げが先決であるが、中小企業の経営実態を無視した安易な引き上げは行わないこと。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

(提案理由)

最低賃金については、中小企業の経営環境、雇用情勢、支払い能力に配慮し、中小企業の実態の向上の進展状況を踏まえ、慎重に検討をすべきである。地域別最低賃金の屋上屋を重ねる特定最低賃金は、早急に廃止するべきである。

1. 環境対策

CO₂排出削減を目指す中小企業者がJ-クレジット制度を活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講ずること。

(提案理由)

J-クレジット制度を活性化させるためには、より多くの中小企業の参加が不可欠である。しかし、経営資源の乏しい中小企業が同制度に取り組むには省エネ設備投資の負担が大きいなどの課題も多いことから、制度の普及には優遇措置が必要である。

2. 電力料金抑制対策

大企業に比べ製造コストに占める電気料金の比率が高い中小企業・小規模事業者の電力料金負担軽減を図る支援策を講じるとともに、電力の安定かつ安価な供給の実現を図ること。

(1) 電力会社が買い取る再生可能エネルギーで発電された電力量の増加にともない、電気料金に上乗せされている「再生可能エネルギー発電促進賦課金」も年々増加し、中小企業の経営を圧迫しているため、賦課金の上昇を抑える制度となるよう見直しを行うこと。

(2) 賦課金の減免制度は設けられているが、制度の見直しにより適用要件が引き上げられ一段とハードルが高くなったことから、再度、減免制度を見直すこと。

(3) 電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力のデマンド制について、基本料金の算定期間の短縮(12ヵ月→6ヵ月)又は平均電力量を基準とする制度に改定すること。

(4) 安定供給と電気料金の値上げ抑制のため、十分な安全性の確認と地元の理解が揃った原子力

(提案理由)

現在、再生可能エネルギー発電促進賦課金の料金転嫁に加え、原子力発電所の稼働停止や福島第一原発の廃炉作業などの費用負担のため、各電力会社は電力料金の値上げに踏み切らざるを得ない状況にあり、結果として電力を多く使用する製造業をはじめとした中小企業にしわ寄せされている。これにより営業コストの上昇が深刻となっているため、積極的な支援策を講じること。

(1) 電気料金に上乗せされている「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は年々増加している。令和2年度の賦課金単価は1KWh当たり2.98円で前年度(1KWh当たり2.95円)に比べ約1.0%上昇しており、企業が支払う電気料金がますます増加し中小企業の経営を圧迫する要因になっているため、賦課金の上昇を抑える制度となるよう見直しを行うこと。

(2) 賦課金の減免制度は設けられているが、制度見直しにより適用要件の引き上げと減免率の引き下げが行われたことから、再度、減免制度の見直しを行うこと。

(3) 電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月基本料金は、電力会社が30分毎の使用電力(デマンド値)を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年遡った最大需要電力量相当を元にした算出した料金を支払うことが多大な負担となっている。

原子力発電の行き詰まりや再生可能エネルギーの全量買い取り制度の施行により、今後ますますの電力料金の値上げが予想されるなか、中小企業は、現状でも原材料等のコスト上昇分を販売価格に転嫁できずに苦しんでいる。契約電力の実量制における算定期間の短縮など料金制度の見直しを図り、電力料金を軽減する必要がある。

（４）日本の電気料金は世界の中でも高いとされている。そのため製造業の国際競争力が著しく損なわれており、原子力規制委員会の基準に達する原子力発電所から早急に再開させる必要がある。

1. 下請け取引の公正化

親企業と下請け中小企業との取引関係の適正化と取引条件のさらなる公正化の推進を図ること。

- ①公正な取引基本契約締結の推進と実効性の検証
- ②下請け取引の実態の監視と公正化の推進
- ③下請け企業の技術・技能の親企業への流出防止
- ④商品や株式保有等の過度な勧誘の禁止

（提案理由）

グローバル化の進展は、競争力強化を狙ったM&Aによる企業の巨大化による市場の寡占化とコスト競争の激化を招いている。市場の寡占化は供給圧力による建値の押し付け、コスト競争はグローバル調達推進の名目の下での外注費や調達品の値下げ圧力につながってきている。下請け中小企業は、こうした販売サイドと調達サイド両方からの圧力に迫られており、これが下請け中小企業の低収益性、延いては廃業の選択につながっている面も無視できない。適正な競争の中で自活していくことが重要であり、そのために取引のさらなる公正化の推進を図ること。

2. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

（１）ものづくり基盤を支える地場産業や伝統的工芸品産業において、技術保持者の廃業は地域固有の文化の担い手が途絶えることにつながることから、存続発展を図るため、国は抜本的な対策を講ずるとともに、業界の活性化と産業の振興を強く進める各産地の協同組合等への支援も併せて行うこと。

また、それら地場製品の販路を拡大するための支援制度を充実すること。

（提案理由）

地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。伝統的工芸品産業においては、安価な海外製品の流入や生活様式の変化などにより販売量が減少し、後継者不足がさらに深刻化している。伝統的工芸品産業は産業規模として大きくはないが、その地域の文化に大きな役割を担っていることは間違いない。しかしながら、厳しい経営環境により、弟子を雇えない作家が多く、若い作家を育てることが出来ていない状況にある。地域資源を活用するためには、伝統的工芸品産業の活性化に対し強い支援を望むものである。

また、ものづくりへの支援だけでなく、それら製品の販路拡大や販売量増加に対しての支援も講じること。生産と販売のバランスがとれた支援が、地域全体の成長へと結びついていくものと考えている。

（２）不漁による漁業加工業者への支援策を講ずること。

（提案理由）

国内のするめいか漁はこれまでに経験がない程の大不漁が続いており、今後も低水準が続くと予測されている。このことによりいかの価格が高騰化しており、漁師への補助は多少あるが、加工業者へは補助がない。加工業者に対しても価格高騰に対する支援策を講ずること。

3. デジタル化に対する産業転換への支援 <新規>

デジタル化による産業転換に対する支援策を講ずること。

(提案理由)

デジタル化への推進、ペーパーレス化による印刷需要の低迷により、受注産業として成熟化してきた印刷業界は、印刷だけに拘るのではなく他分野へも視野を広げ企業展開をする必要がある。異業種や他の業態との連携など新たな取り組みに対する支援策を講ずること。

1. まちづくり

（１）商店街等が所有する公共性の高い共同施設（アーケード等）の保守・修繕費用に対する助成制度についてはこれまで時限的な支援措置に留まっており、地域生活者の安全・安心のためにも、保守・修繕費用に対する恒常的な助成制度を創設すること。

（提案理由）

商店街の公共性の高い共同施設（アーケード等）は来客者の快適さだけでなく、地域生活者の安全・安心のためにも必要な施設である。それらの保守・修繕費用に対する恒常的な助成制度を創設すること。

（２）地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進に必要な外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成する制度を設けること。

（提案理由）

個店の集まりである商店街では、新たな事業に取り組むにあたって様々な意見調整が生じるが、それらを一つの方向性にまとめ上げ、商店街の活性化に繋がる事業を構築していくマネジメント力のある人材が求められる。加えて、経済情勢の厳しい中、事業実行には助成が必要であるが、それらを最大限に活用できる事務処理能力と折衝能力をもった人材が不可欠である。商店街が持続的に発展するには、短期的な支援制度に加えて、事業を安定的に継続させることが出来る長期的なビジョンと手腕をもった人材育成が必要であるため、恒常的に人材育成を行うことが出来る制度を創設すること。

（３）商店街振興組合において、テナント運営となっている店舗も多く、理事会や総会の出席率の低下及び理事を引き受ける人の減少が著しい。テナントの店長が理事になれる等、員外理事の要件緩和を図ること。

（提案理由）

商店街は、元々所有者（借家人）と使用者が同一であったが、現在、商店街によっては、大多数の店舗がテナントとなっている。上場企業のテナントの場合、理事会や総会の出席は実質上難しく、商店街振興組合としての運営に支障が出ているため、員外理事の要件緩和を求める。

2. 空き店舗対策等

空き店舗対策を拡充し、起業・創業に対する支援として、商店街や共同店舗への空きスペースの入居費（賃貸料）や改装費等の助成制度や、街中にある大型建築物（旅館等）の活用を支援する制度を拡充すること。また、開設時の支援のほかに、事業を継続するための支援制度を創設すること。

（提案理由）

商店街・共同店舗の魅力・利便性の向上のため、商店街等の空き店舗対策として、商店街内での起業（出店）を促進する支援等の充実や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を拡充する必要がある。これは、街中の大型建造物の廃屋の放置は景観を損ねるだけでなく付

帶物の落下などの危険も伴うため、整理もしくは有効活用するために支援が必要である。

さらに、入居費等の補助が得られても、開設後に事業が立ちゆかなくなる事例も見られるので、事業を継続するために個店への支援制度も創設する必要がある。少子高齢問題が特に深刻な商店街においては、若い世代の商店街店舗でのチャレンジ、または高齢であっても元気に商売を行う者へのパッケージ支援や補助が必要である。

3. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

（１）大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

（提案理由）

大規模集客施設の出退店は地域に大きな影響を及ぼすため、地域が一体となって新しいまちづくりを進めていくには、地方公共団体が地域の人口比率に応じた大規模集客施設の立地について適正に規制し誘導する必要がある。

（２）大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

（提案理由）

大型店やチェーン店の地域貢献については、日本チェーンストア協会等の４業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定しているが、未だ各店舗への周知度が低く、業界団体に加入していない事業者も多い。このため、地方公共団体は地域貢献や商店街への加入を促進する条例・ガイドラインを制定し、大型店等に積極的な協力を求めていく必要がある。

1. 運輸業関係業種への支援

燃料価格は中小運送業のコストに占める割合が大きいため、燃料価格上昇に対して燃料サーチャージ制の導入を促進する対策を行うこと。

(提案理由)

トラック輸送における物資の安定供給ができるよう、急激な輸送コストの変動を抑えることが必要である。運送事業団体は燃料サーチャージ制の導入を図っているが、中小の運送業にとって取引先との交渉が難しく、浸透していない。導入しやすくなるような施策を求める。

2. 高速道路料金 ETC 割引制度

(1) 中小企業・小規模事業者の輸送コスト削減のため、高速道路料金の負担を軽減する高速道路料金 ETC 割引等の制度を見直し、拡充すること。

- ① ETC マイレージポイント還元率を拡大すること。
- ② ETC コーポレートカード利用による平日朝夕割引の割引対象となる地方部最大 100 Km までの走行分についても大口・多頻度割引の割引対象走行にすること。
- ③ 小規模事業者の輸送コスト削減はもとより、「休日上限 1,000 円制度」などの観光需要を喚起し地域活性化を促す多面的な割引制度となるよう見直すこと。
- ④ 主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引について、経済対策による激変緩和措置（ETC 2.0 搭載車に限り車両単位割引率が最大 40%）を全車両対象とし、恒久化すること。

(提案理由)

平成 26 年 4 月の高速道路料金割引の見直しにより事業者の輸送コストが増加しており、大口・多頻度割引を受けられない小規模事業者の輸送コストの削減が必要である。

また、観光の面からも観光客が遠方から来やすくなるような高速道路料金に見直す必要がある。

- ① 中小企業の中には高速道路料金の割引率が高い大口・多頻度割引の利用要件を満たさないことが多く、割引率では劣るが ETC マイレージポイントを利用して輸送コストの低減を図っている。現状のマイレージポイントの還元率を拡大すること。
- ② 平日朝夕割引は、ETC コーポレートカード又は ETC マイレージポイント登録カードのいずれを利用しても割引されている。この割引に加え、ETC マイレージポイント登録カードを利用する場合は、平日朝夕割引の割引対象となり、マイレージポイントが付与される。一方、ETC コーポレートカードを利用する場合は、大口・多頻度割引の割引対象走行から除外され割引されないため、ETC コーポレートカード利用による平日朝夕割引の割引対象走行部分についても、大口・多頻度割引の割引対象とすべきである。
- ③ 平成 26 年 4 月の高速道路料金割引の見直しにより事業者の輸送コストが増加していることから、大口・多頻度割引を受けられない小規模事業者の輸送コストの削減並びに観光客が遠方からきやすくなることにつながる高速道路料金割引制度に見直す必要がある。
- ④ 大口・多頻度割引は、経済対策による激変緩和措置（車両単位割引率が最大 40%）が令和 4 年 3 月末まで ETC 2.0 車載器を搭載している営業車に限って適用される。運転者不足が深刻な状況にある中、過積載や長時間労働の防止のためにも高速道路を利用した運転時間の合理化が必須であるため、高速道路の負担軽減として激変緩和措置を、ETC 2.0 搭載車だけでなく全車両を

対象とした上で、恒久化を求める。

（２）ＥＴＣ大口・多頻度割引利用者への、道路法（車両制限令）違反に対する罰則の算定基準について、事業者等の所有車両台数に応じた基準とすること。

（提案理由）

高速道路各社は平成２９年４月１日から道路法（車両制限令）違反に対する罰則の強化を図り、ＥＴＣ大口・多頻度割引利用者が高速道路において車両制限令違反を行うと、内容によって定められた違反点数が課され、規定数を超えるとＥＴＣコーポレートカードが利用できなくなるなどの厳しい罰則が適用されている。この違反点数の算定は事業者単位で累積され、多くの車両を持つ事業者や組合にとっては大変厳しい制約となっている。保有台数によって罰則の算定基準を変えていただきたい。

３．観光対策

（１）中小企業に勤める従業員等が計画的に有給休暇を取得しやすい環境作り並びにリフレッシュ休暇取得の喚起、または国内旅行費用の所得控除などにより、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。

（提案理由）

日本は欧米先進諸国に比べて、勤労者の有給休暇取得率が低く、また長期バカンス（休暇旅行）等の余暇活動も少ない。このため、企業が休日と定める土・日曜日に旅館の宿泊が集中する一方で、平日は利用率が低い状況となっている。この不均衡により旅館の経営効率が失われ、ひいては雇用の不安定化も招いている。平成３１年４月から順次有給休暇の取得が義務付けられたが、さらに計画的に取得できる環境整備を促進することにより連続休日の取得が期待できる。また、国内旅行経費の支出について、例えば国民一人当たり１０万円を所得控除することで活発な旅行が実現し、勤労者のリフレッシュがさらに図られる。一方旅館では、休暇分散の効果として１週間を通じた宿泊が見込め、経営安定と雇用の定着が図れることになる。

（２）現行の温泉法では、新たに温泉を掘削する場合は許可が必要であるが、拒む理由がなければ許可をせざるを得ないのが現状である。そのため、誰でも温泉掘削が可能となり、これを放置すれば将来において泉源が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。

（提案理由）

地域の共有財産である温泉は限られた観光資源である。現在の法律のままでは、温泉利用が拡大し続け、資源枯渇や地盤沈下の問題が深刻化するおそれがある。それらの影響は１企業への影響にとどまらず、温泉地全体に広がるため、地域経済に甚大な被害をもたらすことになりかねないので、掘削の許可については新たな条件を付ける必要がある。

（３）自宅やマンション空き室などに有料で宿泊させる民泊事業については、「住宅宿泊事業法」が定められルール化されたが、地域の生活環境を悪化させたり、旅館・ホテルの事業経営を圧迫する恐れのある無届事業者について取り締まりなどを徹底すること。

（提案理由）

「住宅宿泊事業法」（民泊法）が成立し、平成３０年６月１５日に施行され、民泊を営もうとする事業者は都道府県知事への届出が義務付けられたが、法の実効性を確保するためには無届事業者の

取り締まりを徹底することが必要である。

（４）出国税（国際観光旅客税）の使途について、地方の観光地（特に温泉地）におけるソフト・ハードの観光基盤の拡充・強化に対して十分な財源を振り分けること。

（提案理由）

平成３１年１月７日より出国税の徴収が始まったが、その使途については、空港等の受け入れインフラ整備等に重点を置いている感がある。一方、地方の観光地等（温泉地）においてもインバウンド受け入れ態勢並びに観光資源の整備を図る必要があり、先の税収使途において、地方の温泉地に十分な財源を振り分けること。